

豊かな国民生活の実現に向けた環境の整備

— 国民生活・経済に関する調査会 3年目の調査活動 —

浦上 成実

(第二特別調査室)

1. はじめに
2. 参考人からの意見聴取・質疑
3. 委員間の意見交換
4. 提言
5. おわりに

1. はじめに

国民生活・経済に関する調査会（以下「調査会」という。）は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第192回国会の平成28年9月26日に設置され、3年間を通じた調査テーマを「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」として調査を行ってきた。

1年目は、調査テーマのうち、「経済・生活不安の解消」について調査を行うこととし、「世界経済、金融等の情勢及び国民生活における格差の現状と課題等」、「社会保障分野における格差の現状と課題等」、「労働分野における格差の現状と課題等」、「地域活性化の取組及び地域間格差の現状と課題等」及び「教育分野における格差の現状と課題、文化芸術・スポーツを通じた社会参加の在り方等」について、15名の参考人からの意見聴取及び質疑を行い、委員間の意見交換を経て、中間報告書を取りまとめ、議長に提出した。

2年目は、調査テーマのうち、「豊かな国民生活の実現」について調査を行うこととし、「子どもをめぐる格差への取組」、「若年者をめぐる格差への取組」、「高齢者をめぐる格差への取組」、「ユニバーサルサービスへの取組」及び「子ども・若年者をめぐる格差への取組」について、15名の参考人からの意見聴取及び質疑を行い、委員間の意見交換を経て、中間報告書を取りまとめ、議長に提出した。

最終年となる3年目は、調査テーマのうち、「豊かな国民生活の実現に向けた環境の整備」について調査を行うこととし、第198回国会においては、「住まいの確保」、「地域コミュニ

ティの充実」及び「経済・生活環境をめぐる課題と展望」について、9名の参考人からの意見聴取及び質疑を行い、委員間の意見交換を経て、令和元年5月22日、4つの柱からなる提言を含む調査報告書を全会一致で議決し、調査会長から議長に提出した¹。また、5月24日には、参議院本会議において調査会長が報告を行った。

本稿では、調査会における3年目の調査の概要及び提言の内容について紹介する。

2. 参考人からの意見聴取・質疑

(1) 住まいの確保（平成31年2月20日）

2月20日の調査会では、「住まいの確保」について、神戸大学大学院教授平山洋介参考人、立教大学コミュニティ福祉学部所属日本学術振興会RPD研究員葛西リサ参考人及びNPO法人HELLOlife代表理事塩山諒参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

平山参考人からは、日本はこれまで持家政策を長期にわたり展開しており、他の先進諸国のように、市場家賃よりも安い家賃で供給され公共セクターが入居者を選ぶ社会住宅や、家賃補助を中心とした住宅手当がほとんど導入されていないこと、不安定就労や生涯未婚の人、低所得の高齢者等、住宅に困る人が増えていることから、マーケットと家族を活用するこれまでの住宅政策を続けていけるのか検討する必要があること、年金制度、地域包括ケアなどの基盤としての住まいの安定と、住居費負担の軽減が社会的に重要な課題であること等の意見が述べられた。

葛西参考人からは、母子世帯は住まいの確保に困難を抱えており、住宅整備や家賃補助を充実させることが重要であること、シングルマザーの就労環境を整備するためには、住宅だけでなく、育児支援などをセットで提供できる仕組みが重要であり、NPOや行政とも手を組んで知恵を出していく必要があること等の意見が述べられた。

塩山参考人からは、非正規雇用で低所得の若者に、キャリアアップが望めない中で貧困問題が顕著に現れていること、低所得のため家賃を払っていくことが難しい若者に対して、公営住宅の空き室を活用した住宅付き就職支援のモデル事業を実施していること等の意見が述べられた。

委員からは、母子世帯向けシェアハウスに対する支援策、日本の住環境を改善するために国が取り組むべき最優先の課題、住宅整備に対する公的資金投入の費用対効果、住宅セーフティネット制度の活用を促進するための方策、公営住宅への財政支出と所得税負担のバランスの在り方、就労支援に当たっての住まい確保の重要性、災害時に安定した住まいを確保するために必要な行政の役割等について質疑が行われた。

(2) 地域コミュニティの充実（平成31年2月27日）

¹ 本調査会の調査報告書は参議院ホームページに掲載されている。3年目の最終報告書全文については、以下を参照。

<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/chousakai/houkoku/dai11ki/kokumin2019.pdf>>

また、1年目及び2年目の中間報告書全文については以下を参照。

1年目<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/chousakai/houkoku/dai11ki/kokumin2017-2.pdf>>

2年目<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/chousakai/houkoku/dai11ki/kokumin2018.pdf>>

2月27日の調査会では、「地域コミュニティの充実」について、日本福祉大学大学院特別任用教授野口定久参考人、社会福祉法人佛子園理事長・公益社団法人青年海外協力協会会長・一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会会長雄谷良成参考人及び特定非営利活動法人チュラキューブ代表理事中川悠参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

野口参考人からは、生活困窮者自立支援については、問題を抱える社会的脆弱層へのソーシャルワーク支援として、特に、所得保障、社会サービス、相談支援のための専門職を地域に配置する必要があること、脆弱化している町内会のような伝統的な地縁組織だけでなく、NPO、ボランティア、企業、協同組合なども参画した緩やかな共同体が、医療、福祉、介護、教育という課題に取り組み、それを専門職がチームによる「まるごと相談室」という総合相談体制により支援する枠組みが必要であること等の意見が述べられた。

雄谷参考人からは、子どもは子どもだけ、障害者は障害者だけという縦割りの取組には大きな弊害があるのではないかという問題意識の下、子ども、若者、高齢者、障害者、外国人が「ごちゃまぜ」になる場所づくりに取り組んできたこと、福祉や医療の専門家がサービスを提供する側、弱者が受ける側と固定化すると、受ける側は役割がなくなり、メンタリティが下がってしまうため、いろいろな人たちが役割を果たしながら地域の中で支え合っていくことで地域が元気になること等の意見が述べられた。

中川参考人からは、福祉施設で働く障害者の工賃が低いのは施設の収入が低いことに原因があること、小さな経済で回る障害者福祉は、後継者不足や人が雇えないなどの理由で縮小する産業の担い手になるのではないかと考え、伝統工芸の後継者育成に取り組んでいるほか、孤食など地域で生じている課題解決のために障害者が高齢者に食事を提供する地域食堂を設けていること、障害者の離職率を下げるためには、雇用する企業の人事担当者の相談窓口を設けるべきであること等の意見が述べられた。

委員からは、地域コミュニティの充実に向けて必要な視点、住宅地におけるコミュニティづくりに必要な配慮、障害者就労支援事業の問題点、障害者雇用における雇用者側の配慮、介護分野におけるAIの活用に対する認識、被災地の復興にコミュニティが果たす役割、「ごちゃまぜ」のコミュニティを中山間地域でつくるための方策、障害者に対する理解の促進のために国が採るべき対策、外国人材の受入れに対する期待と課題等について質疑が行われた。

（3）経済・生活環境をめぐる課題と展望（平成31年4月3日）

4月3日の調査会では、「経済・生活環境をめぐる課題と展望」について、みずほ総合研究所株式会社副理事長エグゼクティブエコノミスト高田創参考人、甲南大学教授阿部真大参考人及び東京大学大学院人文社会系研究科教授白波瀬佐和子参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

高田参考人からは、格差に対する人々の認識と実態としての格差には差があること、非正規雇用比率の上昇は、高齢期に貧困に陥る人の増加につながる可能性があること、子どもの貧困については、親の所得水準が子どもの教育水準に影響しており、貧困の世代継承が進むリスクがあること、標準世帯としてきた夫婦と子の世帯が減少し、単独世帯が最も

多くなってきており、社会として対応する必要があること、日本では、他の先進国と異なり、格差拡大と中間層の衰退、全階層のシフトダウンが合成的に進行している可能性が高いため、所得の底上げによる成長力向上が重要となってくること等の意見が述べられた。

阿部参考人からは、学歴や階層と、幸福度や人生の満足度は完全に比例関係にあること、格差に直面する地方の若者に対しては、地域経済の活性化も重要であるが、地方に住む若者個人の幸せのための支援を重視すべきであること、就労支援を充実しても、その受皿がなければ、その努力をくじくことになるため、キャリアアップと賃金の上昇を伴うキャリアシステムを整備することが重要であること等の意見が述べられた。

白波瀬参考人からは、日本の社会保障制度は家族を前提として形成されてきたが、前提が崩れたときにそれを補完する仕組みがないこと、日本の未来をどのように良くしていくかを構想する際には、多様性（ダイバーシティ）について考えることが必要であること、人々の生活圏やそこでの実体験は限定的かつ同質的であることを意識することで、それ以外の生活圏に対する想像力をたくましくすることが重要であること、グローバル化する時代を勝ち抜くためには、多様性が大切なインフラになること等の意見が述べられた。

委員からは、増加する単独世帯に向けた施策、社会保障の観点からの若者向け教育の重要性、求職活動をしない無業者への対策、格差の許容範囲の判断基準、格差是正のために経済規模を拡大する必要性、多様性確保と女性が働き続けることができる環境の整備、格差に対する認識と実態の乖離によって生じる問題への対策等について質疑が行われた。

3. 委員間の意見交換

4月3日の調査会では、委員間の意見交換を行った。

委員からは、低所得層の貧困化と子どもの貧困への対応、支援を必要としている人の立場に立った相談支援体制づくり、人口減少社会に適合した経済・労働政策を講ずる必要性、格差解消に向けた最低賃金の引上げ等による所得の底上げの必要性、日本と他の先進国との格差要因の違いを踏まえた施策の重要性、生活の土台としての住まいの確保に向けた支援の重要性、あらゆる人々が地域で支え合うことができる仕組みへの転換等について意見が述べられた。

4. 提言

調査会では、3年間の調査を踏まえ、4つの柱からなる提言を取りまとめた。その内容の概要は次のとおりである。

(1) 経済・生活環境をめぐる課題の解決

経済のグローバル化や技術の発展、金融の膨張が進む中で、近年、世界各国で格差が問題となっている。

我が国では従来、日本型雇用システムの確立等もあり、一億総中流と言われる社会意識が形成されてきた。しかし、1990年代以降、長期にわたるデフレと景気後退に加え、少子高齢化等に伴う経済・社会構造の変化が生じており、雇用環境の悪化などの中で中間層や

低所得層の貧困化が進み、格差が顕在化している。

ア 格差問題に対する基本的な考え方

格差の固定化は、社会的不安の拡大や社会全体の活力低下をもたらす可能性が高いため、低所得層などの援助を必要とする人に対し、適切なセーフティネットの構築や確実に引き上げるための施策を重視する必要がある。一方、格差に対する認識と実態としての格差には乖離が見られることや、完全に平準化した社会には向上意欲の低下等の弊害が生ずる懸念があることも踏まえると、格差是正のための施策の対象、格差の許容範囲や均衡点を模索することが課題となる。さらに、効果的な支援の在り方を検討するとともにその施策の効果を検証することも必要である。

イ 世帯構造の変化に対応した政策への転換

これまでの社会保障制度や住宅政策等は、夫婦と子の世帯を前提としたものであったが、近年、このような世帯は減少し、一方で高齢者や未婚者等による単独世帯が急増するなど、世帯構造に大きな変化が生じている。また、ひとり親世帯やひきこもりの子と高齢の親が同居している世帯など、従来の制度では対応が困難となるケースが増加していることから、世帯構造の多様化に対応した政策への見直しを検討する必要がある。

ウ 最低賃金の引上げ

賃金の引上げは、労働者の所得増加を通じた生活環境の改善や格差の是正につながるとともに、企業側の人材の確保や定着、消費の拡大等による経済の活性化にも資するものである。このうち、最低賃金については、政府が年率3%程度を目途とした引上げの方針²を示しているものの、最低賃金制度を設けている主要国と比較するとお低い水準であることも踏まえ、今後も着実に引上げを図ることが必要である。

エ 非正規雇用を固定化しないための取組

格差是正のためには、雇用の質の向上も求められる。特に、非正規雇用者については、少なくとも正規雇用者との賃金水準の差を縮小するよう、賃金引上げへの環境整備を行うとともに、教育訓練の機会の充実等、正規雇用への転換を容易にする施策を講ずることが必要である。

オ 長時間労働の解消

長時間労働は、過労により労働者の健康面に影響を与えるほか、ワーク・ライフ・バランスの観点からもその解消が課題となっている。新たに導入された時間外労働の上限規制等も踏まえ、各企業において業務の見直し等を通じて長時間労働の解消に向けた積

² 「働き方改革実行計画（本文）」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/pdf/honbun_h290328.pdf>（令和元年6月12日最終アクセス）

極的な取組がなされるよう、施策の充実を図る必要がある。

カ 労働に関する教育の推進

近年、募集時に提示された労働条件と実際の待遇が異なったり、過度の長時間労働などの劣悪な労働条件の下で働くことを強いたりする企業の存在が社会問題となっている。働き続けられなくなった労働者の貧困につながることもあるため、学校教育の場において、働くための知識を身に付けるための労働関係法令等に関する教育を、少なくとも高校から行う必要がある。

キ 地域活性化に向けた取組

各地方自治体は、六次産業化、地産地消の取組などを始め、様々な地域資源を活用し、特色をいかしながら地域活性化を進めているが、更なる活性化のためには、各地域自らがそれぞれの個性を重んじつつ地域の力を高めることが課題となる。政府は、地方創生などの施策により地方自治体の取組を支援しているが、取組の成果が表れるまでには一定の時間を要することを踏まえ、短期間で成果を求めるのではなく、長期的な観点から、地方自治体への人的、財政的支援を行うことが求められる。

(2) 子どもの貧困の解消

子どもの貧困は、子どもの成長や将来への選択に負の影響を与えるだけでなく、世代を超えて連鎖するなどの問題や、人材の減少、社会保障費の増大などの社会的損失につながることも懸念されている。

我が国においては、平成25年に子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）³が制定され、同法に基づく子供の貧困対策に関する大綱（子供の貧困対策大綱）⁴により、教育、生活、保護者の就労等について様々な支援策が実施されてきたが、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあり、特にひとり親世帯の貧困が深刻である。

ア 子どもの貧困対策についての基本的な考え方

子どもの貧困対策における様々な支援制度は、対象者が限定されたものが多いが、対象範囲の合理的な設定や対象者の特定に困難を伴う。そのため、まずは全ての子どもを対象とした普遍的な制度や施策を充実させた上で、課題を抱える子どもには個別にきめ細かく支援を行うことが必要である。

イ 子どもの貧困対策法等の見直し⁵

子どもの貧困対策法等の見直し等に当たっては、法律の基本理念に、子どもの将来の

³ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）

⁴ 「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）

⁵ 最終報告書の提出後のことであるが、令和元年5月31日に衆議院内閣委員長から「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（衆第13号）が提出され、6月6日の衆議院本会議、6月12日の参議院本会議ともに全会一致で可決、成立した。

みならず、子どもや家族が置かれている現在の貧困の解消についても必要な支援を行うことを明記するとともに、住民に身近な行政サービスを提供し、子どもの貧困対策でも重要な役割を担う基礎自治体についても、子どもの貧困対策計画の策定を新たに努力義務とすることが求められる。また、子どもの貧困の背景にある家庭の貧困を解消するため、生活支援、就労支援、経済的支援の在り方について更に検討し、充実を図ることが重要である。

ウ 子ども貧困に関する指標の在り方

国民生活基礎調査⁶に基づく子どもの貧困率は、最も重要な指標であることから、速やかに国が公表することが望まれる。また、子どもの貧困率については、EUで公的指標となっている物質的剥奪指標⁷の採用や、地方自治体の税務データを活用した計算など、基礎自治体においても共通して利用できる方法を国が確立し、普及を図ることが重要である。また、より多面的な観点から指標を検討することが重要である。

エ 学校給食の全校実施等

学校給食の全校実施は、子どもの最低限の生活を守り、貧困や健康格差の連鎖を断つことにつながる。特に公立中学校については、地方によって完全給食の実施率に大きな隔りがあることから、法律上の努力義務も踏まえ、全校実施に向けた取組が必要であり、学校での朝食や夏休み等長期休暇中の学童保育での給食、定時制高校等における給食の実施についても検討を行うことが重要である。

オ 子どもが学習できる住環境の整備

経済的な理由などにより、住まいが狭かったり、電気、ガス、水道等のライフラインを止められたりする環境では、子どもの学習や生活に重大な影響を及ぼすため、子どものいる世帯に対する良質な住まいの確保を支援するほか、子どものいる生活困窮者に対しては、住居費や光熱水道費の助成、ライフラインが維持できるような支援の在り方を議論することが必要である。

カ 教育支援の充実

子どもが置かれた環境により進学を諦めることのないように、教育支援の充実が重要である。高等教育における教育費負担を軽減し、教育格差を解消するため、給付型奨学金や所得連動返還型奨学金の給付額や対象の拡大、授業料減免制度の充実及び一層の周知を図ることについて検討が必要である。高校生以下への給付型奨学金の充実、入学準備金支援の拡大が望まれるほか、小学校低学年からの学習支援など、学力格差を解消す

⁶ 厚生労働省「国民生活基礎調査」(統計法(第2条第4項)に基づく基幹統計)。昭和61年を初年とし、3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年には、世帯の基本的事項及び所得の状況について小規模で簡易な調査を実施している。子どもの貧困率は3年ごとの大規模調査年のみ集計。

⁷ 生活に必要な財・サービスを選定し、それらが経済的な理由で享受できない場合を調査し、貧困の状況を示す集計的指標。

るための早い段階からの支援も必要である。

(3) 住まいの確保

近年、所得の伸び悩み等から住宅を自力で確保することが困難な人が増えており、住宅の確保が困難な者のうち、低所得者、高齢者、障害者などに対しては、公営住宅等の公的賃貸住宅の供給とともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）⁸や生活困窮者自立支援法⁹などに基づく施策が講じられているものの、低廉かつ良質な賃貸住宅の確保については、なお課題がある。

ア 福祉政策と住宅政策の融合

住宅の確保とともに複数の生活上の困難を抱えている者が多いことから、生活困窮者自立支援法と住宅セーフティネット法の施策の一層の連携を図ることや、就労支援が中心である現行の生活困窮者自立支援制度に住まいの確保を優先する政策を含めることなど、住まいと生活・就労支援の一体的な提供を更に推進することが求められる。また、低所得や無業の若年者が生活不安を解消し将来の見通しを持つことができるよう、これらの者に対して公的賃貸住宅等の社会住宅の供給や家賃補助制度など住宅費用の負担軽減を図ることを検討する必要がある。

イ 住まいの実情調査と政策効果の検証

住まいの確保に資する効果的な施策を講ずるためには、施策の対象者が抱える住まいをめぐる問題の実情を調査し、状況を十分に把握することが必要であるため、既存の政府統計に加え、低所得の若年者や母子世帯、ネットカフェ難民など、住宅を自力で確保することが困難な者の実情に特化した調査の実施について検討することが求められる。

ウ 住宅セーフティネット法の運用の改善

平成29年10月に施行された改正住宅セーフティネット法¹⁰に基づく空き家等の登録数が極めて少ない現状にあることから、登録制度の一層の周知や登録手続の簡素化が求められる。また、賃貸人への家賃低廉化補助の実施には、地方自治体の予算措置が前提となることから、早急な対応を促す必要がある。

エ 民間賃貸住宅への入居円滑化に向けた対応

住宅を自力で確保することが困難かつ特に配慮を要する者が、民間賃貸住宅に円滑に

⁸ 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）

⁹ 「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）

¹⁰ 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第24号）

増加している民間の空き家・空き室を活用した新たな住宅セーフティネット制度。（1）住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、（2）登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、（3）住宅確保要配慮者に対する居住支援の3つの大きな柱から成り立っている。

入居できるようにするためには、賃貸人に対して、家賃滞納等に伴うリスクの軽減、不慮の事故等に対する不安を取り除くためのサポートを行うことが重要であるため、民間の取組を参考にしつつ、賃貸人が損失を被らないための制度を検討する必要がある。

オ ひとり親世帯の住まいの確保

ひとり親世帯の住まいの確保に当たっては、緊急に住まいを必要とする場合の公営住宅への入居手続など既存制度の運用を改善するとともに、住まいに加えてひとり親の就労や子育て等の環境整備を行うために、行政機関、不動産業者、NPO等がそれぞれの取組を基に意見を出し合い、連携して対応を充実させる必要がある。

(4) 地域コミュニティの活性化

地域において人々をつなぐ役割を果たしてきた地域コミュニティについては、近年その弱体化が懸念されており、従来その中核を担ってきた町内会などの伝統的な地縁に基づく組織は、人口の減少や高齢化、共通の価値観の希薄化などにより、加入率が減少し、住民の生活上の困りごとや課題を調整、解決する機能も弱まってきている。子ども、ひとり親、単身高齢者等の孤立を防止する上で、地域で居場所をつくることが重要であり、実情の十分な把握や支援者とのつながりの確保などが求められている。

ア 地域コミュニティにおけるネットワークの構築

地域コミュニティが、今日的な課題である孤立や貧困等への対応も含め、地域住民の困りごとの解決などに今後も機能を発揮するためには、町内会など従来の地縁組織が、様々なノウハウを有するNPOや地元の企業などと協力することが重要である。そのため、地方自治体は、地域コミュニティが必要とする情報を迅速かつ的確に提供できるようにする体制を整備するとともに、ネットワーク構築や、コミュニティに関わる人材育成を支援することが必要である。また、地域の空き家などを利用したコミュニティカフェなど、地域住民やNPO等が立ち寄りやすい拠点づくりを進めることが重要となる。

イ 支援につなぐための環境整備

ひとり親や単身高齢者等の支援が必要な人に対して、行政の支援制度等の情報が届いていないことがあるほか、支援を受けるために行政機関の窓口へ来所することをためらう人も多い。そのため、行政機関は、十分な広報を行うとともに、窓口において、特定の支援制度についての相談にとどまることなく、ほかの制度の情報提供等を通じて支援につなぐなど、関係部署間の連携や横断的組織の設置を含め、体制を整備することが重要である。

また、支援が必要な人を行政機関が把握するために、学校、子ども食堂、コミュニティカフェ等から情報を得るなど地域の人と協力するとともに、積極的にアウトリーチしていく仕組みも求められる。

ウ 住み慣れた地域で安心して暮らすための取組

あらゆる立場の人々が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域において支える仕組みを構築することが求められる。低所得の高齢者については、住まいの確保に加え、生活支援や仲間同士の関係づくりなどが重要である。また、ひきこもりの人に対しては、学習支援や中間的就労の場の確保など年齢で区切らない支援を行うとともに、特に高齢の親と同居している中高年のひきこもりのケースについては、地域において拠点となる相談窓口の整備が今後課題となる。

エ 地域における障害者の生活・就労支援

障害者が地域コミュニティの中で生活や就労をしていく上で、まず地域の人々が障害者に対する理解を深めることが重要である。そのためには、子どもの頃から地域で共に過ごす環境を整備し、障害者を特別視しない経験ができるようにすることが求められる。また、障害者が、後継者不足等の課題を抱える農業や伝統産業の担い手として活躍している事例があることを踏まえ、障害特性を考慮した就労支援の充実や、支援に当たる福祉人材の育成とともに、地元の企業等との連携を進めることが、障害者本人はもとより、地域コミュニティ活性化の観点からも重要である。

オ 地域コミュニティにおける外国人の受入れ

外国人材の受入れ拡大により、今後、在留外国人の増加が見込まれる中で、地域コミュニティにおいても外国人を生活者として受け入れ、支援することが求められる。外国人が多く暮らす地方自治体の先行的な取組を参考としながら、限られた資金で取り組むNPOなどへの支援を含め、生活や教育の場で外国人と共に過ごすことができる環境の整備が求められる。

カ 災害後の地域コミュニティの再建

大規模な災害等からの復興を進める上で地域コミュニティが果たす役割は重要であることから、地方自治体は地域コミュニティの再建に関する方策を事前に検討し、各種の防災計画などで明らかにしておくことが求められる。

5. おわりに

冒頭でも述べたように、本調査会は、平成28年9月26日に設置され、3年間の調査を行ってきた。最終年となった本年は、平成から令和への改元という節目の年とも重なった。

平成は、バブル景気に始まったが、程なくバブル崩壊が起これ、大手金融機関の破綻や多数の企業倒産、リストラや雇用の抑制など、深刻な経済問題が次々と表面化していった。

本調査会の調査期間と同時期における完全失業率は、3%台から2%台の低水準で推移し雇用情勢も改善しており、企業収益も高水準で推移しているなど、日本経済は良好であると言えよう。しかしながら、少子高齢化が急速に進み、人口構造にも大きな変化が起きている中、所得や雇用格差、地域格差、教育格差や子どもの貧困など、問題は依然として

山積している。

平成の時代に生じた諸問題が、新しい令和の時代には着実に解決されるとともに、3年間の調査を通じて取りまとめられた提言を、政府等が真摯に受け止め、今後の政策に反映させていくことを期待する。

(うらかみ しげみ)